

公認会計士の税務業務を制限することは 「納税者の利益」を損ない、 「国際標準」を逸脱するものです。

日本公認会計士協会は「国際標準」を守るため、
必要な法改正を求めます。

公認会計士を税務業務から排除することは「納税者の利益」を損なうことになります。

- 我が国の税理士制度は、試験合格者、国税出身者、弁護士、公認会計士など様々な専門性を有する税務の専門家の中から、納税者が選択できる仕組みとなっています。(税理士法第3条)
- 公認会計士を税務業務の担い手から排除することは、納税者の選択の幅を狭め、「納税者の利益」を著しく損なうことになります。
- 国民の納税義務をサポートする立場にある職業専門家が、税務業務を職域争いの場にするのは、あってはならないことだと考えます。

公認会計士の「税務能力」は試験制度等によって「確認済み」です。

- 公認会計士となるには、公認会計士試験、実務補習及び修了考査において必須とされている「税法」科目に合格することが求められています。
 - 法令により公認会計士は、資格取得後においても、継続的な専門研修の履修が義務付けられています。
- さらに、日本公認会計士協会では「税務に関する研修」を必須とすることで税務能力のさらなる向上を図っています。

公認会計士の資格で税務業務ができない国は存在しません。

- 監査・会計・税務は一体不可分であり、公認会計士はそれらすべての専門家であることが「国際標準」です。
公認会計士の資格で税務業務ができない国は存在しません。
- 高度化・国際化が進む企業の税務分野では、税法に加えて複雑な会計制度や会社法等にも精通した公認会計士の貢献が必須です。

公認会計士の税務能力は「監査の信頼性確保」に不可欠です。

- 税務を含む会計全般の専門家である公認会計士の監査証明が、国内はもちろん海外投資家からも信頼されることで、はじめて我が国の資本市場の健全な発展が期待できます。
- 資本市場の信頼性を支える公認会計士の税務業務に制限を加えることは、我が国の成長戦略や国際競争力の強化に逆行するものです。

- 公認会計士は、昭和23年の公認会計士法制定以来、税務の専門家として、税理士法第3条により税理士の資格を付与されることによって、税務業務を行えることが法制度上認められています。
- いま、一部に、税理士法第3条を改正し、公認会計士に対する税理士資格の付与を廃止しようという主張があります。
このような主張は、我が国の公認会計士が税務業務を提供することを妨げ、信頼ある監査証明を前提とした資本市場の健全な発展を阻害するものであるため、日本公認会計士協会は、公認会計士の税務業務を制限する税理士法の改正に反対します。
- 日本公認会計士協会は、公認会計士が税理士登録を行わずに税務業務ができるよう、必要な法改正を求めます。

すべては、社会の発展のために。



日本公認会計士協会
The Japanese Institute of Certified Public Accountants

北海道会 東北会 東京会 神奈川県会 東海会 北陸会 京滋会 近畿会 兵庫会 中国会 四国会 北部九州会 南九州会 沖縄会